

西表島行動計画について (概要説明資料)

1. 計画の基本的事項について

1) 計画の目的

西表島行動計画は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地のうち西表島において、顕著な普遍的価値の維持・強化とその持続的利用及び地域社会の持続的発展との両立を目的として、推薦地、緩衝地帯及び周辺地域の自然環境の保護、保全、持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関[※]が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力のもとで、目的達成に向けた様々な管理行動を適切かつ円滑に進めるために策定するものである。

※管理機関：環境省、林野庁、沖縄県、関係町村（沖縄島北部においては国頭村、大宜味村、東村、西表島については竹富町）

2) 計画の対象範囲

遺産候補地の顕著な普遍的価値を維持するために、推薦地、緩衝地帯及び周辺地域を含めた地域が本計画の対象範囲となる。

3) 計画の構成

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地は4つの地域で構成される「連続性のある資産」として世界自然遺産への登録を目指しており、4地域に共通する全体目標や管理の基本方針は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示されている。

地域別の行動計画はこの包括的管理計画の下位計画として位置付けられる計画であり、4地域の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域において実施する管理面での対応を具体的に示すものである。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産の他の推薦地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部においても同様に地域別の行動計画が策定されており、包括的管理計画とこれらの地域別の行動計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現していく。

地域別の行動計画では包括的管理計画に示された全体目標や管理の基本方針に基づいて、4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、管理の基本方針ごとに実施すべき取組事項を抽出し、その具体的な内容、実施時期、役割分担、達成目標や評価指標等を示すこととする。

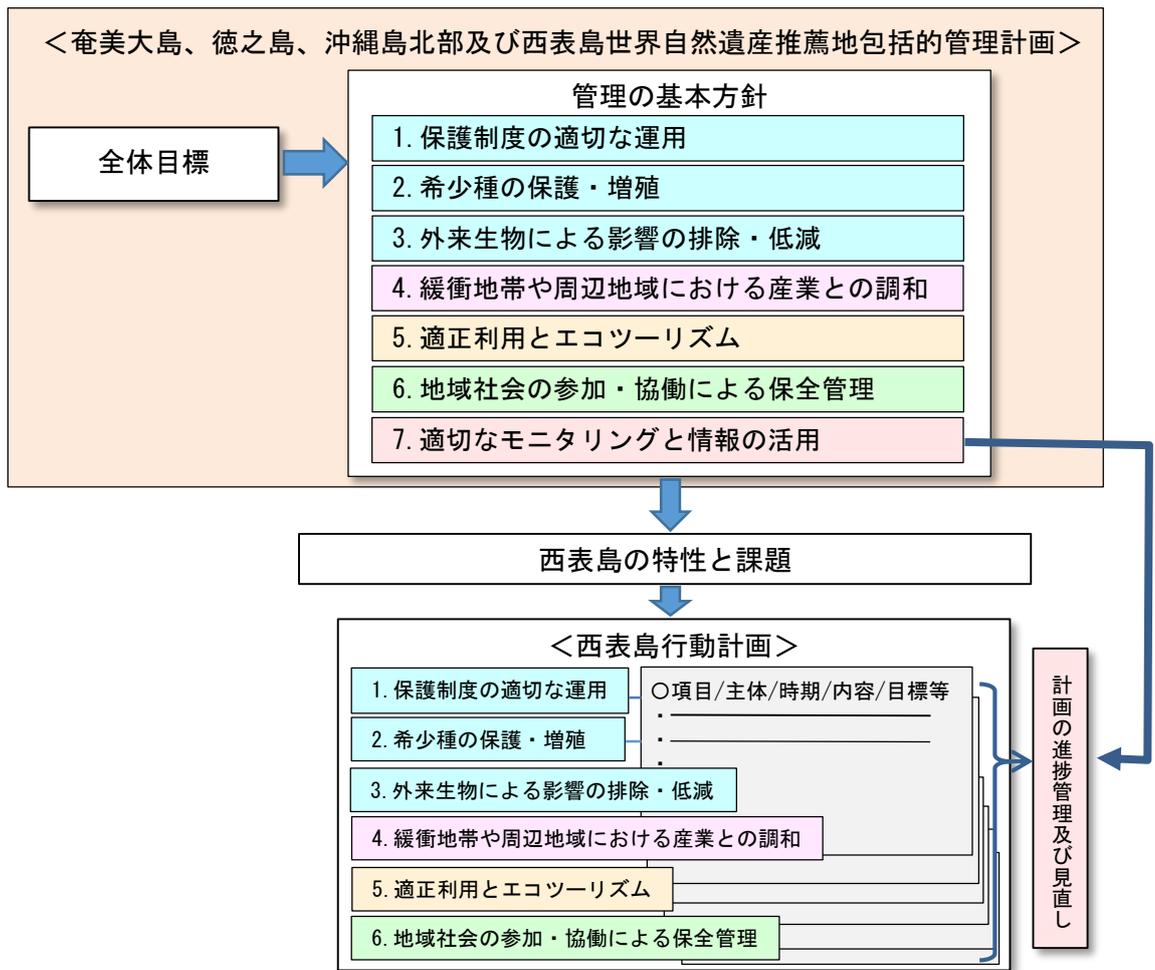


図 1 計画の構成

4) 計画の期間

地域別の行動計画は、概ね 10 年程度を計画期間とし、計画の実施時期を短期（3 年以内）、中期（4～6 年程度）、長期（7～10 年程度）の 3 段階に区分して示すことにより、行動の優先順位を明らかにする。

包括的管理計画の計画期間も概ね 10 年程度であり、計画終了時に見直しが行われることから、その結果は本計画にも反映することとする。

5) 計画の策定方法

西表島行動計画（資料 3-1）の策定に当たっては、別途作成された地域ごとの【課題リスト】（資料 3-2）の中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10 年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られた取組事項を抽出することとした。

6) 計画の進捗管理及び見直し（モニタリング・評価・調整のプロセス）

地域別の行動計画に示された各取組事項に関しては、その実施状況及び指標のモニタリング結果に基づき、毎年、地域部会において定期的に点検・確認を行い、必要に応じて計画内容（実施主体、実施時期、事業内容、達成目標と指標等）の修正を行う。

また、地域部会では行動計画と合わせて【課題リスト】に関しても、毎年、点検・確認を行うこととし、改めて10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られた場合には、行動計画の見直しに反映する。

地域部会は、こうした行動計画の見直し過程で得られた各種情報、議論の概要、地域別の行動計画の見直しの結果等を、「地域連絡会議」に報告する。

7) 計画の公表と意見聴取

西表島行動計画の策定及び見直しに当たり、計画対象区域内の住民に対して、その検討の過程を含めて理解を深める機会を提供するため、地域部会での議論は地域住民が傍聴可能な公開の場で実施する。

また、計画検討の経緯や計画内容に関する情報は、各種紙面やインターネット等の多様な手段を用いて地域住民に公表したり、説明会等を開催したりすることにより、地域住民の意見を直接聴取し、計画検討に反映する機会を確保するよう努める。

2. 西表島の特性と課題

1) 生態系・生物多様性

西表島を含む南琉球は、やんばる、奄美大島、徳之島を含む中琉球よりも遅い時代に台湾や大陸から分断され、その後も近隣島嶼間で分離・結合を繰り返してきた。西表島の生態系に関する特徴は、そのような地史を反映して、台湾や大陸との近縁関係の強い「新固有種」が多く生息していることである。このような特徴を示す代表的な種としては、イリオモテヤマネコ、ヤエヤマセマルハコガメ、コガタハナサキガエルが挙げられる。このように、西表島は奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の他地域と合わせて、地史を反映した独特な種分化・系統的多様化の過程を示す顕著な見本となっている。その他にも、亜熱帯多雨林や発達した河川水系によって形成される後背湿地などの豊かな自然生態系を基盤として、カンムリワシやイリオモテトンボソウなど多くの絶滅危惧種が生息・生育しており、西表島はこれらの種にとって極めて重要な自然の生息地となっている。

しかし、西表島ではノラネコによるイリオモテヤマネコとの競合や疾病の感染、アメリカハマグルマ、ツルヒヨドリ、シロアゴガエル等の侵略性の高い外来生物の侵入、リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑など、外来生物による生態系・生物多様性への影響が懸念されている。加えて、交通事故によるイリオモテヤマネコやカンムリワシの個体数減少、ヤエヤマセマルハコガメ等の小動物の道路側溝への転落、希少種の違法採集・違法採取など、価値ある生態系・生物多様性を将来にわたって維持・保全していくうえでの課題を有している。

2) その他の自然環境

西表島の自然環境の特徴は、島の大部分を占める亜熱帯の常緑広葉樹林が、推薦地を中心として原生状態に近い状態で残されていることである。また、緩衝地帯や周辺地域にも、仲間川河口部の日本最大規模のマングローブ林のほか、国の天然記念物に指定された船浦のニツパヤシ群落や古見のサキシマスオウノキ群落など特徴的な植生がみられる。豊富な雨量によって発達した河川水系は、上記のような自然環境を形作るだけでなく、ピナイサーラ、マリユドウ、カンピレー等の滝や大見謝川等の特徴的な河川景観を形成している。さらに、海岸部や周辺海域には、ウミガメが産卵に訪れる自然海岸や砂浜、良好なリーフが発達したサンゴ礁が各所にみられ、美しい景観を織りなす構成要素となっている。

しかし、西表島では周辺地域の海岸部や集落周辺においては、諸外国から流れ着く漂着ゴミによる海岸部の自然景観の悪化や、赤土流出・高水温による白化・オニヒトデの大量発生によるサンゴ礁への影響などの課題を有している。また、西表島が竹富町の中で最大の島であるという特性上、竹富町内の他の島からごみの焼却灰が搬入されて西表島内の最終処分場で埋め立てられており、近隣の5島の生活用水も西表島から供給されているため相応の環境負荷がかかっている。さらに、気候変動による降水量の減少や台風の増加による自然環境への影響も懸念

されている。

3) 観光利用

観光業は沖縄県の基幹産業に位置付けられており、西表島においても盛んに行われている。西表島における入域観光客数は平成年代のはじめには 10 万人程度であったが、その後急激に増加して平成 19～20 年には一時 40 万人を超え、東日本大震災前後でやや落ち込んだものの、平成 27 年には 39 万人程度まで回復している（八重山入域観光統計）。同年における東部地域の入域観光客数が 32 万 2 千人程度であるのに対し、西部地域では 6 万 5 千人程度となっており、地域間で利用状況に大きな差があるのが特徴である。また、西表島を含む竹富町内の島々を訪れる観光客の約 70%は主に石垣島に宿泊しており、西表島でも日帰り利用者が多い（竹富町入域観光統計）のが現状である。

利用形態としては、大型バスや動力船で由布島や仲間川等を周遊するマスツアーが行われているほか、ガイドやインストラクターを伴うなどして浦内川河口やヒナイ川におけるカヌーやトレッキング、大見謝川やユツン川におけるキャニオニング等が行われている。また、海域においては、自然海岸やサンゴ礁が美しい海浜・海中景観において、海水浴・マリンレジャーやダイビングが盛んに行われており、崎山湾・網取湾周辺やバラス島周辺などが利用されている。ただし、観光やエコツアーに利用されているのは緩衝地帯や周辺地域が大半であり、推薦地内での利用は西表島横断線歩道のトレッキング利用等、極めて限定的である。西表島ではこのような観光利用によって、エコツアーガイド事業、飲食・宿泊業、運輸業などを通じて島民の雇用と収入が生み出され、地域経済を支えている。

観光業のうちマスツアーでは仲間川、浦内川での動力船の曳き波によるマングローブ林への影響が指摘されており、エコツアーではヒナイ川でのカヌー利用やピナイサーラの滝へのトレッキング利用では利用集中による歩道の荒廃・洗掘や野外の排泄物による悪臭等の問題が発生している。それに対して、仲間川での保全利用協定やヒナイ川でのカヌー利用の自主ルールの策定など適正利用に向けたルール強化への取組がなされているが、近年では新たなエコツアーフィールドを求めて無秩序な利用拡散が進んでおり、エコツアーガイドの数も急激に増加していることから、ガイドの質の低下や安全性の確保、新たな利用ルールの設定等が課題となっている。

西表島では世界自然遺産への登録を契機として、更なる観光客数の増加や利用形態、利用者ニーズの変化が予想されることから滞在型観光やエコツアーが増加し、上記のような問題がさらに悪化することが想定されるほか、西表島内における宿泊容量の不足や水不足、ゴミ処理量の増加、集落内への観光客の入込により住民のプライバシーの問題等が生じるおそれもある。そのため、観光やエコツアーの適切な管理体制の確保が世界自然遺産登録に向けた喫緊の課題である。

4) 地域社会

西表島を含む竹富町における純生産額は13,615百万円で、第1次産業995百万円(7.3%)、第2次産業3,763百万円(27.6%)、第3次産業8,857百万円(65.1%)である(平成25年度沖縄県市町村所得)。第1次産業生産額のうち農業が85.8%を占め、周辺地域を中心として亜熱帯性の気候を活かしたサトウキビの栽培や水田の二期作が行われている。水田は地域住民にとっての生産基盤であるとともに、イリオモテヤマネコやカンムリワシの餌場ともなっており、その生息を支えている。

西表島を含む竹富町の人口は現在4,300人程度であり、うち2,400人程度が西表島に居住している。過去にはマラリアにより定住が困難な地域であったため、古くからの集落は限られるが、そこには自然と関わりながら形成された集落景観や文化が継承されている。祖納、干立では、国指定重要無形文化財に指定されている節祭という伝統行事が現在も行われている。また、そういった祭事や住民生活の中で、緩衝地帯や周辺地域においては伝統的に植物の採集やリュウキュウイノシシの狩猟も行われてきた。

西表島には島の自然に関する総合的な情報提供を行っている「西表野生生物保護センター」や、エコツーリズムや地域活動の情報発信の拠点である「西表島エコツーリズムセンター」が整備されており、地元の小中学生を対象とした環境教育や文化教育も行われている。また、地域住民によるパトロールやクリーン活動などの環境保全活動も盛んに行われている。

西表島の産業や経済は自然環境と密接な関係を持っているが、特に周辺地域で行われている農業では、リュウキュウイノシシ等の野生動物による鳥獣被害が問題になっており、有害鳥獣駆除が行われている。また、水田については放置されて荒廃しているところもみられ、イリオモテヤマネコやカンムリワシの餌場としての機能低下が懸念されている。

西表島の人口は微増傾向にあるものの、Iターン等の転入者による社会増加による部分も大きく、島内に高校や大学がないことから若年層の流出が生じており、地域の文化を次世代に継承していくことが求められる。世界自然遺産への登録を契機として、情報共有、人的交流、普及啓発、人材育成の機会が増えることにより、地域住民の環境保全や自然保護に対する意識や理解が向上し、外部からも新たな人材が集まることが期待されている。

3. 包括的管理計画に示された管理の基本方針

西表島行動計画では、上位計画である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示された管理の基本方針を踏まえ、先に設定した西表島の管理目標を達成するために必要な取組事項を抽出し、行動計画として具体的な取組内容を記載する。管理機関及び関係者はこの行動計画に基づいて、積極的な連携・協力のもとで計画対象区域内における管理を実施する。

なお、行動計画として示した取組事項は、別途作成された西表島の課題リストの中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られたものであり、取組事項や計画内容については地域部会において毎年追加・見直しを行う。

包括的管理計画に示された管理の基本方針は以下のとおりであり、行動計画は基本方針として示された6つの柱ごとに一覧表形式で「事業項目」、「実施主体」、「実施時期」、「対象地域」、「事業の内容」、「目標と指標」、「備考（別途、検討・評価機関が設置されている場合には明記）」について整理して示す。

なお、7つめの柱である「7）適切なモニタリングと情報の活用」については、本計画の進捗管理・見直しの仕組み（モニタリング・評価・調整のプロセス）及び行動計画に示された各取組事項の実施過程に的確に組み込むことにより、順応的な保全・管理を実現する。

【管理の基本方針】

1) 保護制度の適切な運用

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適用し、適切に運用する。

2) 希少種の保護・増殖

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種等の希少種を将来にわたって存続させるため、希少種に関する調査研究による知見の蓄積、希少野生動植物種に関する保護増殖の推進、希少種の交通事故等の防止、希少種の密猟・盗採の防止に関する取組みを推進する。

3) 外来生物による影響の排除・軽減

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種とその生息・生育環境に対する外来生物の影響を排除・軽減するため、侵略的外来生物の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応、既侵入の侵略的外来種の防除事業の計画的推進、イヌ・ネコによる影響の排除・低減、飼育・栽培個体による生態系への影響の防止に関する取組みを推進する。

4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続けてきた歴史がある。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた環境を巧みに利用してきたものも存在する。当該地域ではこのような人為的な影響を受けつつも、森林の持つ高い回復力を背景に現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境が維持されるに至っている。

このことを踏まえ、緩衝地帯や周辺地域における森林資源の持続的な利活用に当たっては、森林の回復力に留意し、世界自然遺産の価値を損なわないよう、十分に配慮してこれを行う。また、西表島においてイリオモテヤマネコが農耕地を生息の場として利用していること等を踏まえ、主要な生物種の生息・生育状況を把握したうえで、生物多様性を維持していくうえで必要な人為的関与の程度や方法についての調査・研究を進める。

5) 適正利用とエコツーリズム

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因となることから、遺産価値の保全をしつつ持続可能な観光を実現するために、エコツーリズム等の持続可能な観光の戦略的推進、適切な利用コントロールの実施、エコツアーガイド等による普及啓発に関する取組みを推進する。

6) 地域社会の参加・協働による保全管理

世界自然遺産の価値の保全と地域社会の持続的発展の両立に向けて、遺産価値に対する地域社会の理解向上と保全管理に対する参加・協働を促すために、開発事業における有効な環境配慮の実施、地域と協働した保全活動の実施、普及啓発及び教育活動の実施に関する取組みを推進する。

7) 適切なモニタリングと情報の活用

計画対象区域の保全・管理にあたっては、保全・管理対策の実施前に必要なデータを取得した上で、対策実施に伴う自然環境の変化等を適切にモニタリングし、モニタリング結果から得られた情報を活用してその後の対策に反映させることによって順応的な保全・管理を進めることを原則とする。地域別の行動計画の進捗管理においても、事業項目ごとに指標が設定されている項目については指標データのモニタリング結果に基づき目標の達成状況の確認を行い、計画の見直しに反映させる。

また、その他のモニタリング調査及び調査研究の成果から得られた情報・知見・技術についても広く集約・蓄積して、管理機関及び研究者間で共有し、計画対象区域の保全・管理に有効に活用していく。

